

検査結果判定書

東近江市水道課

様

株式会社



水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001 FAX: 0748-32-4192

水質検査部門管理者 鈴木 正



2021年08月03日 にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	蒲生地区									
試料区分	給水栓									
採取日時	2021年08月03日					10:40~11:00				
天候	前日	晴	当日	雨	気温	27.0 °C	水温	29.2 °C	残留塩素	0.48 mg/L
採取者	今中 瞭二					検査区分責任者		川上 奈津子		

判定	検査結果において水道法水質基準値に適合しています。
----	---------------------------

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100以下	厚生労働省告示261号 別表第1	1
2 大腸菌	-	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示261号 別表第2	-
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.0003
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005以下	厚生労働省告示261号 別表第7	0.00005
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.001
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.001
7 砒素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.001
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.002
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第12	0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1未満	10以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.1
12 フッ素及びその化合物	mg/L	☆ 0.09	0.8以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.05
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.0002
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.004
17 ジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
21 塩素酸	mg/L	★ 0.14	0.6以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.06
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
23 クロロホルム	mg/L	★ 0.014	0.06以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
24 ジクロロ酢酸	mg/L	☆ 0.005	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.003
25 ジブロモクロロメタン	mg/L	0.004	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第18	0.001
27 総トリハロメタン	mg/L	★ 0.026	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.003	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	★ 0.008	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
-次ページへ-					

備考	★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。 ☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。
----	--

検査結果判定書

東近江市水道課

様



水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001 FAX: 0748-32-4192
水質検査部門管理者 鈴木

2021年08月03日 にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	蒲生地区									
試料区分	給水栓									
採取日時	2021年08月03日					10:40~11:00				
天候	前日	晴	当日	雨	気温	27.0 °C	水温	29.2 °C	残留塩素	0.48 mg/L
採取者	今中 瞭二					検査区分責任者	川上 奈津子			

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値	
30	プロモホルム	mg/L	0.001未満	0.09以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下	厚生労働省告示261号 別表第19の2	0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	★ 0.07	0.2以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.3以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	200以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.05以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.001
38	塩化物イオン	mg/L	13.7	200以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.2
39	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	mg/L	☆ 36.8	300以下	厚生労働省告示261号 別表第6	1.0
40	蒸発残留物	mg/L	☆ 70	500以下	厚生労働省告示261号 別表第23	10
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2以下	厚生労働省告示261号 別表第24	0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001以下	厚生労働省告示261号 別表第25	0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001以下	厚生労働省告示261号 別表第25	0.000001
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第28	0.005
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	フェノールとして0.003以下	厚生労働省告示261号 別表第29	0.0005
46	有機物(全有機炭素の量)	mg/L	0.5	3以下	厚生労働省告示261号 別表第30	0.3
47	pH値	-	7.2	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示261号 別表第31	-
48	味	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第33	-
49	臭気	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第34	-
50	色度	度	0.5未満	5以下	厚生労働省告示261号 別表第36	0.5
51	濁度	度	0.1未満	2以下	厚生労働省告示261号 別表第41	0.1
52	残留塩素 *	mg/L	0.48	0.1以上	厚生労働省告示318号 別表第1	0.1
53	アンチモン及びその化合物	mg/L	0.001未満	-	健水発第1010001号別添方法4	0.001
54	ウラン及びその化合物	mg/L	0.0002未満	-	健水発第1010001号別添方法4	0.0002
55	ニッケル及びその化合物	mg/L	0.001未満	-	健水発第1010001号別添方法4	0.001
56	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	-	健水発第1010001号別添方法2	0.0004
57	トルエン	mg/L	0.04未満	-	健水発第1010001号別添方法2	0.04
58	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.008未満	-	健水発第1010001号目標9	0.008
-次ページへ-						

備 考	★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。 ☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。
-----	--

*残留塩素は維持管理基準

管理No. BX2929

検査結果判定書

東近江市水道課

様

株式会社



水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001 FAX: 0748-32-4192
水質検査部門管理者 鈴木 正



2021年08月03日 にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	蒲生地区									
試料区分	給水栓									
採取日時	2021年08月03日					10:40~11:00				
天候	前日	晴	当日	雨	気温	27.0 ℃	水温	29.2 ℃	残留塩素	0.48 mg/L
採取者	今中 瞭二					検査区分責任者	川上 奈津子			

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
59 ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.001	-	健水発第1010001号別添方法3	0.001
60 抱水クロラール	mg/L	0.006	-	健水発第1010001号別添方法3	0.002
61 遊離炭酸	mg/L	3.0	-	健水発第1010001号目標19	1.0
62 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03未満	-	健水発第1010001号別添方法2	0.03
63 メチル-tert-ブチルエーテル	mg/L	0.002未満	-	健水発第1010001号別添方法2	0.002
64 有機物等(過マンガノ酸カウム消費量)	mg/L	0.9	-	健水発第1010001号目標22	0.2
65 臭気強度(TON)	-	1未満	-	健水発第1010001号目標23	1
66 腐食性(ランゲリア指数)	-	-1.6	-	健水発第1010001号目標27	-
67 従属栄養細菌	個/mL	0	-	健水発第1010001号目標28	1
68 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	-	健水発第1010001号別添方法2	0.001
69 気温	℃	27.0	-	上水試験方法 II-3 1	-
70 水温	℃	29.2	-	上水試験方法 II-3 1	-
-以下余白-					

備考 ★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。
☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。

検査結果判定書

東近江市水道課

様

株式会社



水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001 FAX: 0748-32-4192

水質検査部門管理者 鈴木



2021年08月03日 にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	長峰地区									
試料区分	給水栓									
採取日時	2021年08月03日					11:05~11:30				
天候	前日	晴	当日	雨	気温	27.0 °C	水温	30.1 °C	残留塩素	0.35 mg/L
採取者	今中 瞭二					検査区分責任者	川上 奈津子			

判定	検査結果において水道法水質基準値に適合しています。
----	---------------------------

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
1 一般細菌	個/mL	0	100以下	厚生労働省告示261号 別表第1	1
2 大腸菌	-	不検出	検出されないこと	厚生労働省告示261号 別表第2	-
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.0003
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005以下	厚生労働省告示261号 別表第7	0.00005
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.001
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.001
7 砒素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.001
8 六価クロム化合物	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.002
9 亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.004
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第12	0.001
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1未満	10以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.1
12 フッ素及びその化合物	mg/L	☆ 0.09	0.8以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.05
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	1.0以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.0002
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.05以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.005
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.04以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.004
17 ジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
21 塩素酸	mg/L	★ 0.14	0.6以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.06
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
23 クロロホルム	mg/L	★ 0.013	0.06以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
24 ジクロロ酢酸	mg/L	☆ 0.005	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.003
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.004	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.01以下	厚生労働省告示261号 別表第18	0.001
27 総トリハロメタン	mg/L	★ 0.025	0.1以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
28 トリクロロ酢酸	mg/L	☆ 0.004	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第17	0.002
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	★ 0.008	0.03以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
-次ページへ-					

備考

★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。
☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。

検査結果判定書

東近江市水道課

様

株式会社



水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号
〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
TEL: 0748-32-5001 FAX: 0748-32-4192

水質検査部門管理者 鈴木



2021年08月03日 にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	長峰地区									
試料区分	給水栓									
採取日時	2021年08月03日					11:05~11:30				
天候	前日	晴	当日	雨	気温	27.0 °C	水温	30.1 °C	残留塩素	0.35 mg/L
採取者	今中 瞭二					検査区分責任者	川上 奈津子			

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
30 プロモホルム	mg/L	0.001未満	0.09以下	厚生労働省告示261号 別表第15	0.001
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.08以下	厚生労働省告示261号 別表第19の2	0.008
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	★ 0.06	0.2以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.3以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.01
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	200以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.1
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.05以下	厚生労働省告示261号 別表第6	0.001
38 塩化物イオン	mg/L	13.6	200以下	厚生労働省告示261号 別表第13	0.2
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	☆ 37.2	300以下	厚生労働省告示261号 別表第6	1.0
40 蒸発残留物	mg/L	☆ 65	500以下	厚生労働省告示261号 別表第23	10
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2以下	厚生労働省告示261号 別表第24	0.02
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.00001以下	厚生労働省告示261号 別表第25	0.000001
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.00001以下	厚生労働省告示261号 別表第25	0.000001
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02以下	厚生労働省告示261号 別表第28	0.005
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	フェノールとして0.005以下	厚生労働省告示261号 別表第29	0.0005
46 有機物(全有機炭素の量)	mg/L	0.5	3以下	厚生労働省告示261号 別表第30	0.3
47 pH値	-	7.3	5.8以上8.6以下	厚生労働省告示261号 別表第31	-
48 味	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第33	-
49 臭気	-	異常なし	異常でないこと	厚生労働省告示261号 別表第34	-
50 色度	度	0.5未満	5以下	厚生労働省告示261号 別表第36	0.5
51 濁度	度	0.1未満	2以下	厚生労働省告示261号 別表第41	0.1
52 残留塩素 *	mg/L	0.35	0.1以上	厚生労働省告示318号 別表第1	0.1
53 アンチモン及びその化合物	mg/L	0.001未満	-	健水発第1010001号別添方法4	0.001
54 ウラン及びその化合物	mg/L	0.0002未満	-	健水発第1010001号別添方法4	0.0002
55 ニッケル及びその化合物	mg/L	0.001未満	-	健水発第1010001号別添方法4	0.001
56 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	-	健水発第1010001号別添方法2	0.0004
57 トルエン	mg/L	0.04未満	-	健水発第1010001号別添方法2	0.04
58 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	mg/L	0.008未満	-	健水発第1010001号目標9	0.008
-次ページへ-					

備考

★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。
☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。

検査結果判定書

東近江市水道課

様



水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号
 〒523-8555 滋賀県近江八幡市北之庄町908番地
 TEL: 0748-32-5001 FAX: 0748-32-4192

水質検査部門管理者 鈴木 正



2021年08月03日 にご依頼頂きました試料についての検査結果を下記の通り報告致します。

水源名称採水地点	長峰地区									
試料区分	給水栓									
採取日時	2021年08月03日		11:05~11:30							
天候	前日	晴	当日	雨	気温	27.0 °C	水温	30.1 °C	残留塩素	0.35 mg/L
採取者	今中 瞭二				検査区分責任者	川上 奈津子				

検査項目	単位	検査結果	基準値	検査方法	定量下限値
59 ジクロロアセトニトリル	mg/L	0.001	-	健水発第1010001号別添方法3	0.001
60 抱水クロラール	mg/L	0.006	-	健水発第1010001号別添方法3	0.002
61 遊離炭酸	mg/L	1.8	-	健水発第1010001号目標19	1.0
62 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.03未満	-	健水発第1010001号別添方法2	0.03
63 メチル-tert-ブチルエーテル	mg/L	0.002未満	-	健水発第1010001号別添方法2	0.002
64 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/L	1.0	-	健水発第1010001号目標22	0.2
65 臭気強度(TON)	-	1未満	-	健水発第1010001号目標23	1
66 腐食性(ランゲリア指数)	-	-1.4	-	健水発第1010001号目標27	-
67 従属栄養細菌	個/mL	0	-	健水発第1010001号目標28	1
68 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	-	健水発第1010001号別添方法2	0.001
69 気温	°C	27.0	-	上水試験方法 II-3 1	-
70 水温	°C	☆ 30.1	-	上水試験方法 II-3 1	-
-以下余白-					

備 考

★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。
 ☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。